

(適用：令和6年11月1日～)
(単位：円)

<児童扶養手当法施行令に定める制限額>

1 本人所得制限基準額（ひとり親家庭の父または母、およびこれらに準じる者）

A：所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上）又は老人扶養親族 … ①

“ 特定扶養親族（19歳以上23歳未満） … ②

“ 控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満） … ③

B：扶養親族の数（税法上の扶養親族）

1人につき 38万円の加算↓	A B	0人					
	0人	2,080,000	1人				
	1人	2,460,000		2人			
	2人	2,840,000			3人		
	3人	3,220,000				4人	
	4人	3,600,000					5人
	5人	3,980,000					

A-①：1人につきBの加算額+10万円
A-②： “ Bの加算額+15万円
A-③： “ Bの加算額+15万円

2 扶養義務者等所得制限基準額

A：老人扶養親族の数

B：扶養親族の数（税法上の扶養親族）

1人につき 38万円の加算↓	A B	0人					
	0人	2,360,000	1人				
	1人	2,740,000	2,740,000	2人			
	2人	3,120,000	3,180,000	3,180,000	3人		
	3人	3,500,000	3,560,000	3,620,000	3,620,000	4人	
	4人	3,880,000	3,940,000	4,000,000	4,060,000	4,060,000	5人
	5人	4,260,000	4,320,000	4,380,000	4,440,000	4,500,000	4,500,000

1人につきBの加算額+6万円

3 各控除の額

障害者、勤労学生、寡婦控除（母除く） それぞれ270,000円
特別障害者控除 400,000円
ひとり親控除（父または母除く） 350,000円
社会保険料控除 80,000円
医療費控除・雑損控除等 当該控除額